



1月28日(土)は本庁舎と尾山台・上尾駅出張所の業務を休業

行政経営課 0775-13963
 市民課 0775-1128
 0775-9827

市役所本庁舎1・2階(市民税課納税課、障害福祉課、高齢介護課に限る)・5階(子ども支援課、保育課に限る)の窓口と尾山台・上尾駅出張所は、土曜日でも業務を行っています。1月28日(土)はシステムの入れ替え作業を行うため業務を休みます。

「第10次上尾市交通安全計画(案)」への意見を募集

交通防犯課 0775-5138
 0775-9927

市民の生活と安定を確保するため、適切かつ実施可能な方策を総合的に推進する基本計画となる「第10次上尾市交通安全計画」を作成します。このたび、その案がまとまりましたので市民コメント制度に基づき、意見を募集します。【意見書の提出期間】1月4日(水)～31日(火) 【計画(案)・意見書の設置場所】交通防犯課 市役所1階情報公開コーナー ※市ホームページにも掲載します。 ※市内に在住・在勤・在学の人 計画に利害関係を有す

クーリング・オフ制度

消費生活センター 0775-0801(相談専用)
 0776-4600

クーリング・オフ制度は、訪問販売や電話勧誘販売・訪問購入などの契約や、マルチ商法などの複雑でリスクの高い取引で契約をした場合に、一定の条件を満たせば契約を解除できる制度です。

クーリング・オフが可能な要件

訪問販売・電話勧誘販売・訪問購入については、契約をしたのが店舗や営業所以外である/申込書面または契約書面を受け取った日から8日以内(マルチ商法、モニター商法などは20日以内)である/消耗品(化粧品など)は未使用である/営業目的の契約ではないなど ※アポイントメントセールス、キャッチセールスなどの場合は、営業所などで契約しても該当する場合があります。テレビショッピングなどの通信販売には、クーリング・オフ制度はありません。通信販売では、事業者が返品できるかどうかや、返品期限などに関する特約を設けている場合はそれに従うことになります。特約がない場合は、受け取った日から8日以内であれば、消費者が送料を負担して返品できます。注文する前に返品対応の規定をよく確認してください。

クーリング・オフの成立

クーリング・オフ期間内に、事業者に「契約を解除したい」という意思を書面で通知すれば成立します(期限日の消印有効)。はがきを書いて両面の写しを取り、特定記録郵便または簡易書留で郵送してください。クレジット払いの場合は、販売会社と信販会社に対し、同時に通知してください。

クーリング・オフが可能な取引形態・期間

取引形態	期間
訪問販売 電話勧誘販売	8日間
特定継続的役務提供(エステ・学習塾・結婚相手紹介サービスなど) ※いずれも5万円を超え、2カ月(エステは1カ月)を超える期間継続する契約です。	
訪問購入(貴金属の買い取りなど) 連鎖販売取引(マルチ商法) 業務提供誘引販売取引(内職・モニター商法)	20日間

る人 【意見などの取り扱い】内容を検討し、計画策定の参考にする ※

住所、氏名など個人が特定できる箇所を除き、意見の内容を市ホームページで公表します。個別には回答しません。 【意見書の提出】意見書(市ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記入して、直接または郵送(31日消印有効)、ファクス、メールで

交通防犯課(〒362-8501本町3-1-1、0209000@city.ageo.lg.jp)へ ※電話では受け付けできません。

「上尾市人権教育推進プラン(基本計画)改訂版(案)」への意見を募集

生涯学習課 0775-9490
 0776-2250

平成19年3月に策定した「上尾市人権教育推進プラン(基本計画)」を改訂します。このたび、その案がまとまりましたので市民コメント制度に基づき、意見を募集します。 【改訂版(案)の公表・意見募集期間】1月4日

からダウンロードも可)に必要事項を記

(水)2月3日(金) 【改訂版(案)・意見書の設置場所】生涯学習課、市役所1階情報公開コーナー、各支所・出張所・公民館 ※市ホームページにも掲載

します。 ※市内に在住・在勤・在学の人 【意見書などの取り扱い】内容を検討し、改訂の参考にする ※住所、氏名など個人が特定できる箇所を除き、意見の内容を市ホームページで公表します。個別には回答しません。

【提出方法】意見書(市ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記

入して、直接または郵送(2月3日消印有効)、ファクス、メールで生涯学習課(〒362-8501本町3-1-1、☎7722500@city.ageo.lg.jp)へ ※電話では受け付けできません。

防災講演会

危機管理防災課 ☎775-5140
☎775-9927

東日本大震災で被災した経験を持つ人から、被災状況や避難生活などの体験談を聞き、いざという時に備える方法を学ぶための講演会を行います。 時 1月21日(土)10~12時 所 コミュニティセンター 函 講演テーマ「いま地域で求められている自主防災活動」【講師】今野均さん(仙台市片平地区連合町内会会長) 定 150人(先着順)

所得税と市・県民税の控除

高齢介護課 ☎775-5126
☎776-8872

所定の基準を満たす人は、税の申告時に次の必要書類を提出することで、所得税と市・県民税の控除を受けられます。

寝たきりや認知症の高齢者の障害者・特別障害者控除

市が交付する「障害者控除対象者認定書」が必要です。 ※身体障害者

手帳などを持っている人は、手帳を提示することで控除を受けられます。

④次の①~④の全てに該当する人①市内に住所がある②認定基準日(対象年の12月31日現在で満65歳以上)③寝たきりや準寝たきり(屋内での生活はおおむね自立しているが介助なしでは外出できない)、認知症(日常生活に支障をきたすような症状、行動や意思疎通の困難さが多少見られる)である④本人またはその家族の扶養者で税の控除が必要 申 直接、高齢介護課へ ※障害者控除対象者認定書は、申請から約10日前後に郵送します。

寝たきりや認知症の高齢者が使用するおむつ代の医療費控除

●初めておむつ代の医療費控除を受け人

医師が発行する「おむつ使用証明書」(高齢介護課にある)が必要です。

※「おむつ使用証明書」は、医療機関に用意してある場合があります。

●2年目以降の人

市が発行する「おむつに係る費用の医療費控除に用いる証明の確認書」が必要です。確認書は申請から約10日後に郵送します。 函 介護認定を受けている人で介護保険主治医意見書の内容により、次の①②の全てに該当する人①寝たきり状態である②尿

失禁の可能性がある ※2年目以降の人で条件に該当しない場合は、医療機関で再度「おむつ使用証明書」を取得してください。 申 直接、高齢介護課へ

技能功労者表彰

商工課 ☎777-4441
☎775-5024

平成28年11月23日、イコス上尾で、「第33回上尾市技能功労者表彰式」が行われました。職種と被表彰者は、次

の20人です(敬称略)。 大工/新井政義 左官/星正男 配管工/須永三郎、大川三三夫 電気工事工/1人 造園職/1人 内装・インテリア/山口秀樹 自転車組立・修理工/岡田和則、櫻井洋一、他1人 製菓・製パン/1人 豆腐製造職/高橋知宏、他1人 クリーニング/川田勝司 美容師/腰替秋子、田中富士子 鑄造技能士/酒井照夫 金属プレス工/齋藤一夫、橋本茂治 表装技能士/石塚昭雄

成人になると巻き込まれやすくなる消費者トラブル きっぱり断ることも勇気!

消費生活センター ☎775-0801(相談専用)・☎776-4600

全国の消費生活センターなどに寄せられる相談を見ると、20歳になった若者(成人)からの相談件数は未成年者と比べて多く、その契約金額も高額です。また、契約する商品・サービスにおいても、未成年者のトラブルではあまり見られなかった「サイドビジネス」や「マルチ取引」、「エステ」が上位になるという特徴があります。

未成年者が行った親権者の同意がない契約は原則取り消すことができますが(注)、成人になると未成年者のような保護はありません。さらに、社会経験が乏しい若者を狙い撃ちする悪質な業者による消費者トラブルも発生しています。

(注)法定代理人の同意を得た契約(民法5条1項、2項)や、自由財産の処分(同3項)など、未成年者が行った契約であっても取り消すことができない場合があります。

よく考えずに契約した事例

街中で声を掛けられ、タレント事務所に同行して所属契約をした。翌日解約を申し出たら、違約金を請求された。

契約をせかされた事例

痩身エステの中途解約を申し出たが、支払請求額が高額すぎて納得できない。

20歳になった途端に契約させられた事例

友人からもうかる話があるとわれ、仮想通貨の投資のような契約をしたが解約したい。

困ったとき、分からないときは、一人で悩まず、消費生活センターへ相談してください。

20歳になったら国民年金の加入手続きを

保険年金課 ☎775-5137
☎775-9827

20歳になると、会社員や公務員、またはその被扶養配偶者以外の人は、国民年金(第1号被保険者)へ加入します。日本年金機構から郵送される届出書を用意して、保険年金課または各支所・出張所で手続きしてください。

後日、日本年金機構から年金手帳と納付書が郵送されます。保険料は月額1万6,260円(平成28年度)です。保険料が納められない場合には、学生納付特例制度や免除制度、納付猶予制度がありますので相談してください。

年金受給者に源泉徴収票を郵送

保険年金課 ☎775-5137
☎775-9827
大宮年金事務所 ☎652-3399

1月下旬、年金受給者に日本年金機構から源泉徴収票が郵送されます(障害・遺族年金は非課税のため郵送されません)。

源泉徴収票には、昨年の年金支払総額、源泉徴収額、扶養控除などの

内容が記載されています。これは、確定申告や市・県民税の申告をする時に必要になりますので大切に保管してください。

源泉徴収票を紛失して再交付を希望する場合や、2月になっても届かない場合は、大宮年金事務所またはねんきんダイヤル☎0570-051165)へ問い合わせてください。また、申告をする時に「国民年金保険料控除証明書」が必要な場合も、大宮年金事務所へ問い合わせてください。

重度心身障害者医療費助成制度

障害福祉課 ☎775-5123
☎776-8872

☎次のいずれかに該当する人①身体障害者手帳1〜3級②療育手帳(A、A、B)③精神障害者保健福祉手帳1級④65歳以上で次の(ア)〜(ウ)のいずれかの障害により、後期高齢者医療制度による障害認定を受けている(ア)国民年金法障害等級1、2級(イ)身体障害者手帳4級の一部(音声・言語機能障害、下肢障害の一部)(ウ)精神障害者保健福祉手帳2級 ※初めて該当する手帳などの交付を受けた日が平成27年1月1日以降で、かつ65歳以上の人、上尾市以外の市区町村から援護または国民健康保険の給付を受けて

一緒に『広報あげお』を作ませんか？ 「まちかど特派員」募集

広報広聴課 ☎775-4918・☎776-8873

市内の催しや行事、祭りや文化・スポーツイベントなど、にぎわいの様子や市民活動取材して『広報あげお』に掲載したり、地域の話題や身近な出来事などを情報提供したりする市民記者「まちかど特派員」を募集します。【任期】4月〜平成30年3月 ☎市内に6カ月以上居住している20歳以上の人(4月1日時点)【募集人数】6人(選考) ☎①『広報あげお』の「まちかど特派員だより」(年2回、14ページ参照)の記事作成②地域の話題などの情報提供③まちかど特派員会議への出席(年3回程度)④広報誌取材協力【謝礼】1万2千円以内(年額) ☎はがきかファクスまたはメール(☎s55000@city.ageo.lg.jp)に住所、氏名(ふりがな)、生年月日、性別、職業、電話・ファクス番号、市内居住期間、応募の動機を簡潔に記入して、1月5日(木)〜2月15日(水)(必着)に広報広聴課(〒362-8501本町3-1-1)へ



明るい選挙推進員を募集

選挙管理委員会事務局 ☎775-9689
☎775-9819

明るい選挙推進員は、イベントなどで投票への参加や選挙についての啓発活動を行う市民ボランティア団体です。☎選挙人名簿に登録されている人で、政治や選挙に関心があり、中立公正な活動ができる人【任期】4月1日〜平成31年3月31日 ☎2月28日(火)までに直接か電話またはファクスで、選挙管理委員会事務局へ

いる人、埼玉県以外の後期高齢者医療広域連合からの給付を受けている人を除きます。【助成額】入院・外来などの各医療保険制度の自己負担額(ただし、③の人の精神病床への入院分は除く)、入院時食事と生活療養標準負担額の2分の1 ☎該当する障害者手帳、健康保険証、本人名義の預(貯)金通帳の口座番号が分かる物、認め印を用意して直接、障害福祉課へ ※現在受給資格のある人は、手続きは不要です。(土)☎は受け付けできません。

輝かしい新春を迎えて

市長 島村 穰



輝かしい平成29年の新春を迎え、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

また昨年中は、本市行政に対しまして温かいご支援とご協力を賜り、心からお礼申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、8月にリオデジャネイロオリンピックが開催され、日本は史上最多となる41個のメダルを獲得しました。全力を尽くして正々堂々と競技する日本人選手の姿や、競技後の態度、精神の高潔さに、深く感動したことを思い出します。これは、次の東京オリンピックに引き継いでいくべき財産であると感じています。

上尾市においては、4月に圏央道桶川北本ICまでの上尾道路が開通し、飛躍的に交通の利便性が向上するとともに、車両が上尾道路へ誘導されるため、国道17号線の交通渋滞が改善されています。また、9月には地

域コミュニティの拠点となる原市複合施設がオープンしました。原市保育所では、新たに0歳児保育を可能とするだけでなく、待機児童が多い1～2歳児の定員を拡大し、120人定員の保育所として開所しています。他にも、上尾の^{つみた}畑作用具521点が、全国で42件目、埼玉県で3件目となる国登録有形民俗文化財に登録されるなど、幅広い分野で進展した年となりました。

平成29年は、平方北小学童保育所を整備することによる1学区=1学童の実現や、9月に予定する文化センターのリニューアルオープン、省エネルギーに寄与する道路照明灯の全面LED化の実現など、市民の皆さんに必要とされ、喜んでいただける事業を積極的に実施してまいります。

私は、昨年掲げた一文字である「育」のとおり、コソコソと育んできた各種施策を実現し、もう一段高い次元の市民満足へと昇華させたいという思いを込め、ことしを表す漢字を干支の酉にあやかり「翔」とし、もっと、もっと、住みよい上尾市を目指していく覚悟です。

これからも、「笑顔きらめく“ほっと”なまち あげお」の実現のために、全力を傾注してまいりますので、市民の皆さまには、変わらぬご支援ご協力を賜りますとともに、本年も健やかで素晴らしい年となることを衷心より祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。

平成28年分

所得税の確定申告相談会

申告期限 3月15日(水) ※申告義務のある場合の期限です。

青色申告者対象の確定申告相談会

上尾商工会議所
☎773-3111・☎775-9090

時2月16日(木)・27日(月)・28日(火)、3月9日(木)・10日(金)9時30分～15時30分(11時30分～13時30分を除く) 所上尾商工会議所(二ツ宮750) 内個別決算指導、納税相談



税理士による無料還付申告相談

関東信越税理士会上尾支部
☎776-8777

時2月2日(木)・3日(金)9～16時 所上尾県税事務所 内申告相談、申告書の作成 ※申告書用紙や添付書類は預かることができませんので、税務署へ直接または郵送で提出してください。 ※マイナンバーと本人が確認できる書類が必要です。 内税理士・税理士法人が関与していない、年金や給与などの収入が一定額以内の人 申1月23日(月)～27日(金)10～15時に電話で関東信越税理士会上尾支部へ

税理士による無料税務相談

関東信越税理士会上尾支部
☎776-8777

時2月1日(水)～15日(水)(土)(日)(祝を除く) 所市内の各税理士事務所 内少額な税務の相談、申告書の作成 ※住宅借入金等特別控除を受ける場合や収入が600万円を超える場合などは、低額な料金が発生する場合がありますので、申し込みの際に確認してください。 内次の①～③のいずれかに該当する人①年金受給者②給与所得者で医療費控除を受ける③年の途中で退職・就職した、年末調整が済んでいない 申9時30分～16時(12～13時を除く)に電話で関東信越税理士会上尾支部へ

時とき 所ところ 内内容 対対象 費費用・金額 ※記載のないものは「無料」 定定員 持持ち物
申申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問問合わせ

平成28年分

所得税の

確定申告はお早めに

申告期限 3月15日(水)

※申告義務のある場合の期限です。

■上尾税務署(所得税の確定申告などの問い合わせ・郵送先)
〒362-8504 西門前577
☎770-1800(自動音声案内)

所得税および復興特別所得税の確定申告とは、毎年1月1日～12月31日の1年間に生じた全ての所得の金額と、その所得に対する所得税・復興特別所得税の額を計算し、翌年の申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収(給与や年金などからの天引き)された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続きです。

●確定申告が必要な人

平成28年分(1月1日～12月31日)の所得金額の合計(総所得金額)が所得控除(基礎控除など)を超える場合で、その超える額に対する税額が配当控除額と年末調整の住宅借入金等特別控除額との合計額を超える人は、原則として確定申告をしなければなりません。しかし、勤務先で給与所得の年末調整を受けた人で、給与所得と退職所得以外の所得金額が20万円以下であるなど、一定の条件の場合には確定申告をしないこともよいことになっています。

●所得税の還付申告とは

確定申告が不要な人でも、源泉徴収された税金が計算した税金の額より多いときは、確定申告をすることにより納め過ぎの税金が還付されます。主に次の①～④のような場合に還付申告ができます。①年の途中で退職し、年末調整を受けていない(給与所得者)②追加する所得控除(社会保険料控除、生命保険料控除など)がある③一定額以上の医療費を支出した④一定の要件のマイホームの取得などで、住

(総所得金額－所得控除)×税率＝所得税

基本的な
所得税の
計算方法

1年間の収入金額から必要経費などを差し引いた金額

基礎・社会保険・生命保険料控除など課税所得から控除されるもの

●申告に必要なもの

宅ローンがある
平成28年分給与所得・公的年金等の源泉徴収票(原本)、印鑑(認め印可)、筆記用具、計算用具、還付金を受け取る金融機関名・支店名・口座番号(申告者名義)が分かる物、マイナンバーと本人が確認できる書類(提示または写しの添付が必要、配偶者の源泉徴収票(配偶者にパート収入などがある場合)、控除に必要な書類(次の①～④のうち該当する人)

①年金受給者、年末調整が済んでいない(年の中途で退職した人など)

社会保険料(国民健康保険、国民年金など)の支払額が分かる物、生命保険料や地震保険料の所得控除証明書、障害者控除対象者認定書(本人や被扶養者のもの)

②医療費控除を受ける

平成28年中に支払った医療費の領収書(事前に個人や病院ごとに集計し、明細書を作成しておく)、健康保険や生命保険などで補てんされた金額の分かる書類 ※スイッチOTC薬に係る医療費控除の特例制度は平成29年分からの導入です。

③住宅借入金等特別控除を受ける

申告者本人の住民票の写し(平成29年1月1日以降交付のもの)、家屋の登記事項証明書(住宅ローンで土地など

も取得した場合は土地の登記事項証明書も必要、売買契約書または工事請負契約書の写し、借入先の金融機関などが発行した「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」、増改築の場合は、「建築確認済証」か「検査済証の写し」、または「増改築等工事証明書」 ※認定長期優良住宅を取得したときは、上記の資料の他に、「長期優良住宅建築等計画」に係る認定通知書と「住宅用家屋証明書」が必要です。 ※特定取得に該当する場合、申告書への記載を忘れないようにしてください。

④寄附金控除・寄附金特別控除を受ける

寄附した団体などから交付を受けた寄附金受領証など ※政治活動に関する寄附は、選挙管理委員会などの確認印がある寄附金(税額控除のための書類)が必要です。 ※確定申告をする人は、ワンストップ特例制度の適用が受けられません。 ※確定申告書や記載例などは、1月上旬から税務署の他、市民税課、各支所・出張所でも配布する予定です。

市・県民税申告書の郵送

主に、前年度に市・県民税申告書を提出した人へ、2月上旬に郵送します。申告の日程など詳しくは「広報あけお」2月号でお知らせします。
市民税課 ☎75-15131・☎75-9846

上尾税務署からのご案内

●確定申告書はホームページ上で作成し郵送で提出を！

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば自宅などで確定申告書が作成できます。書面で印刷して郵送かe-Taxで送信し(事前準備が必要)提出してください。

①「確定申告書等作成コーナー」の操作に関する質問・相談→e-Tax・作成コーナーヘルプデスク(☎0570-01-5901、受け付け/月～金(祝、12月29日(木)～1月3日(火)を除く))

②確定申告などに関する問い合わせ→上尾税務署☎770-1800(自動音声案内)

●所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を開設

☎2月16日(木)～3月15日(水)9～17時(受け付け/8時30分～(土(日)祝を除く。ただし、2月19日(日)・26日(日)に限り開場。))

※確定申告会場の開設日までは相談スペースが限られており、長時間お待ちいただく場合があります。

※確定申告会場は大変混雑するため、長時間待つ場合や受け付けを早めに締め切る場合があります。なお申告書の作成には時間を要するため、16時ごろまでにお越しください。

●社会保障・税番号(マイナンバー)制度の導入

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号(マイナンバー)制度が導入されました。そこで、平成28年分以降の所得税及び復興特別所得税や贈与税の申告書の提出の際には、マイナンバー(12桁)の記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要となります。

【本人確認(番号確認・身元確認)を行う時に使用する書類の例】

例1 個人番号カード(番号確認と身元確認)

例2 通知カード(番号確認)+運転免許証、健康保険の被保険者証など(身元確認)

※控除対象配偶者・扶養親族の人の本人確認書類の提示または写しの提出は不要です。

※マイナンバーカードの利用に関するICカードリーダライタ(ICカードに記録された電子情報を読むための機器)の設定、パソコン操作などの質問は、マイナンバー総合フリーダイヤルに問い合わせてください。

→マイナンバー総合フリーダイヤル☎0120-95-0178(音声ガイダンスに従って1番を選択)

(受け付け/平日の9時30分～20時(土(日)祝)は9時30分～17時30分)

※受付時間は変更される場合がありますので、内閣官房のホームページ(☎http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/)でご確認ください。

●公的年金等を受給している人の「確定申告不要制度」

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。なお、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件になっている控除(純損失や雑損失の繰越控除など)の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要です。

※平成27年分以後は、外国の制度に基づき国外で支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給している人は、この制度は適用されません。

※申告相談会については11ページをご覧ください。

所得税還付申告の臨時受付会場の開設

市では所得税還付申告の臨時受付会場を右表のとおり開設します。臨時受付会場で申告ができるのは『確定申告書A』(申告する所得が給与・雑(年金など)・配当・一時所得だけ)を使用する人です。

※事業・不動産・分離課税所得などがあり『確定申告書B』を使用する必要がある人や、新たに住宅借入金等特別控除を受ける人は、上尾税務署で申告してください。

※各申告会場は大変混み合います。記載例などを参考にして自分で記入・作成する「自書申告」にご協力ください。

【所得税還付申告の臨時受付会場】

とき		ところ	対象地区
2月9日(木)・10日(金)	9時15分～15時	コミュニティセンター	JR高崎線の西側地域に住む人
2月14日(火)・15日(水)	8時45分～16時30分	市役所ギャラリー	JR高崎線の東側地域に住む人

※駐車台数に限りがありますので、車での来場はご遠慮ください。

時とき 所ところ 内内容 対対象 費費用・金額 ※記載のないものは「無料」 定定員 持持ち物
申申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問問い合わせ